

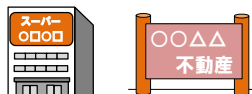
岐阜市の屋外広告物のルールが変わります!!

「屋外広告物」を表示・設置・管理している方

令和7年7月1日から

① 屋外広告物（看板など）の点検が義務になります

- ◆ 屋外広告物の表示者、設置者、管理者は、広告物等の点検が義務になります。
- ◆ 広告物の大きさや設置場所、形態、許可申請の要・不要にかかわらず、**すべての屋外広告物**が対象です。
- ◆ 屋外広告物の更新許可申請の際に、申請日の前3ヶ月以内に点検した「**屋外広告物点検結果報告書**」を提出してください。（許可を受ける対象でない場合は、報告書の提出は不要です。）



令和9年4月1日から

② 一部の屋外広告物は「有資格者」による点検が必要になります

- ◆ 高所に設置された屋外広告物は、落下や倒壊などの重大事故となるおそれがあるため、有資格者による点検が義務になります。
- ◆ 有資格者による点検が必要な広告物については、屋外広告物の更新許可申請の際に「**点検者の資格を証する書類の写し**」を提出してください。



【有資格者】 * 屋外広告物の点検ができる資格を持つ者	・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物点検技能講習(*2)修了者 ((*2)(公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が共催するもの) ・ 建築士(1級、2級 ※木造建築士を除く)
【対象の広告物】 * 有資格者による点検が必要な広告物	・ 地表から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物等 <対象から除くもの> ・ 簡易な広告物(はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバレンなど) ・ 建物の壁面に直接塗布、プラスチックフィルム貼り、投影など

■「有資格者」が見つからない場合の相談窓口・・・岐阜県広告美術業協同組合 TEL：058-245-4472

令和7年7月1日から

③ 許可等を受けた広告物に貼る屋外広告物許可済証(シール)を廃止します

- ◆ 許可を受けた広告物への貼り付けが不要になります。

許可等の公表方法	岐阜市ホームページに掲載します。
公表する内容	許可済の広告物等の ・ 表示箇所又は設置場所 ・ 種類及び数量 ・ 許可の期間及び許可番号 ※表示内容については、電話、メールでお問い合わせください。



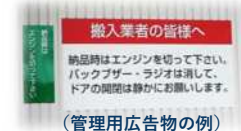
【問い合わせ先】

担当：岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 屋外広告物係
 住所：〒500-8701 岐阜市市町40番地1（市庁舎17階）
 連絡先：TEL：058-265-3985 FAX：058-264-1760
 e-mail：koukoku3985@city.gifu.gifu.jp（屋外広告物係専用）

令和7年7月1日から

④ 管理用広告物*の許可の適用除外要件を改正します

（管理用広告物とは、管理上の必要により自己の管理する土地、建物等に表示、設置する広告物です。適用除外の要件を満たす場合は許可を受ける対象から除外されます。）



表示できる数量	・ 個数制限を廃止します。 （※必要最小限の個数で、同じ内容のものを連続して掲出しないこと。）
一個の面積	・ 一個あたりの表示面積の合計は2㎡以下であること。 （※表示面積は改正ありません。）
表示する内容	・ 管理内容以外の部分（店舗名、事業所名等）が目立たないこと。 ・ 商品名、サービス内容等は表示できません。

令和7年7月1日から（①は4月1日から）

⑤ 公共施設等に掲げる広告物やエリアマネジメント活動等で掲げる広告物が禁止地域や一部の禁止物件に掲出できるようになります （※掲出できる広告物には条件があります。）



区 分	適用除外されるもの	その他（条件など）
① 利便増進施設等として設置するデジタルサイン	・ 禁止地域	対象の広告物 ・ 利便増進施設（都市公園法） ・ 歩行者利便増進施設等（道路法）
② 公益上必要な施設等に掲出するもの	・ 禁止地域 ・ 禁止物件（街灯柱、路上変電塔のみ）	掲出する広告物の広告料収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるもの
③ 法人その他の団体（エリアマネジメント団体等）が掲出するもの	・ 禁止地域 ・ 禁止物件（街灯柱、路上変電塔、送電塔、ガスタンクなど）	掲出する広告物の広告料収入を公共的な取組に要する費用に充てるもの ・ 地方公共団体が実施主体となる行事等に関する取組 ・ 防犯又は防災に関する取組 ・ 道路や公園等の清掃、美化又は維持管理に関する取組 ・ 地域の活性化又は地域住民の交流促進に寄与する取組
①、②、③共通の条件 ※良好な景観の形成、風致の維持、向上に寄与するもの、かつ関係機関と調整がなされたものであること。 ※他法令で規定されている禁止物件（橋、トンネル、信号機、道路標識、郵便ポストなど）には掲出できません。		

屋外広告業者の方

令和7年7月1日から

⑥ 特例屋外広告業届出済証交付を廃止します

- ◆ 岐阜県屋外広告物条例により屋外広告業登録を受けた方が特例屋外広告業届出をした際は、「特例屋外広告業届出済証」に替えて届出完了の通知を交付します。

※『特例屋外広告業届出制度』の廃止ではありません。

